

連続講座「憲法を学ぶ会」第六回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.10.25

■開催概要

日時 2015年10月25日（日）14:00 – 16:00

場所 成城ホール4階集会室E

講師 慈恵会医科大学教授 小沢隆一先生

参加者 41名（複数回参加26人、初参加3人、世話人12人）

配布資料

- 1 第6回「国民主権について」レジュメ
- 2 月間女性&運動 2013.9 連載「みんなで学ぶ憲法のはなし」

■学習会の内容

【1】はじめに

本題に入る前に、最近の安保法「成立」前後の国会内外の動きについて、民主主義とは何かという視点から小沢先生からお話があった。

- 「採決」に至る経過（9月15日～9月19日）
公聴会は、国民から広く意見を聞いて審議に生かす主旨である。公聴会の内容は報告すらなかった。総括質疑は質疑を締めくくるものであり、採決と一体である。総括質疑を実施せず「採決」を行った。
- 臨時国会開催
野党議員からの臨時国会開催要求にもかかわらず、安倍政権は臨時国会を開催しない。これは憲法53条の規定に反する。

【2】小沢先生の講演

(1) 国民主権の原理

国民主権の原理は、18世紀後半のアメリカ独立宣言およびフランス革命時の人権宣言を起源とする。しかし、普通選挙権に代表される国民主権の原理は、これらの人権宣言によって一気に確立されたわけではない。フランスの場合、フランス革命時の選挙権は一定額以上の税金を納める男子に制限されていた（納税額による選挙権制限は、1848年に撤廃された）。

国民主権は、自明なようだが、複雑な意味（位相）がある。

- 主権者としての「国民」は誰のことか？
国民，人民
- 主権者としての「国民」は万能か？何でも決めてよいか？
直接民主主義対議会制民主主義
- 主権者国民の代表はどのように選ぶべきか？
小選挙区制対比例代表制
- 国民の意思はどのようにしたら代表に反映できるか？
命令的委任対一般的委任

(2) 市民に選挙を取り戻せ

特に小選挙区制導入後の有効性感覚の喪失が、投票率の低下につながっている。一方で安保法案をめぐって、憲法平和問題という根本問題に対して、大規模デモをはじめとする直接民主主義の高揚がある。

戦後日本の政治は次のように捉えることができるのではないかな。

- 明治憲法から日本国憲法へ
- 「55年体制」
- 1990年代の「政治改革」
- 2009年政権交代以後の状況

(3) 真の政治改革 – 本当に民主的な選挙制度への改革を
選挙制度は、建物にたとえることができる。

- 土台 – 憲法における国民主権等
- 基本設計 – 設計思想 「小選挙区制」は基本設計の誤り
- 造作 – 「一票の格差」は造作の問題

【3】参加者からの問題提起による自由討論

内容が多岐にわたるため、参加者から提起された論点を列挙

- 小選挙区制の下では、国民の意思を代表に反映することに絶望感がある
- 小選挙区制を廃止することが必須
- 三権分立を本来の姿にもどすのに何が必要か
- 自民党改憲案では、憲法53条に「20日以内に臨時国会を召集」という規定がある
- 憲法53条違反に対して立憲主義の立場からどのような方策が考えられるか
- 安保法違憲訴訟の展望は

小沢先生の主なコメント

- 30-40代の男性が政治的無関心
選挙権を得た当時に小選挙区制が導入されたことが大きいのではないか
- 一票の格差判決
裁判所は、違憲だが選挙無効とはしない判決を出すのが通例である
- 安保法の違憲訴訟
ドイツには専門の「憲法裁判所」がある。日本で違憲とするためには、「個人の権利が犯された」事実が必要
- 抑止力論
他国民の人権／生命を軽く見るという考えが根底にあるのではないか

以上